

第3回及び第4回会合におけるプレゼンテーション等
に対する関係事業者・団体からの意見
(日本電信電話株式会社)

平成18年3月28日

「競争条件が同等でない」等の他社のご意見に対するNTTの考え方

1. 線路敷設基盤(電柱・管路等)の利用	…	1
2. 情報開示及び各種手続き	…	3
3. 活用業務	…	4
4. その他	…	6

「競争条件が同等でない」等の他社のご意見に対するNTTの考え方

1. 線路敷設基盤(電柱・管路等)の利用

他社のご意見	NTTの考え方
<p>宅内調査、宅内 / 建物への入線に関する手続面での非対称性が存在</p> <p>(K-OPT) ・NTT西は、FTTH工事の事前宅内調査が不要(固定電話の引込み情報を活用?)であるが、K-OPTは必要。</p> <p style="text-align: right;">2/22 K-OPT資料 8頁</p> <p>・NTT西は、FTTHの宅内入線に際して電話配管を活用できるため入線が容易であるが、K-OPTは、個別にルート選定が必要であるため入線が容易でない。</p> <p>・NTT西は、ビル建物への入線に際してビル建築者が標準で整備したNTTの通信管路を利用できるため入線が容易であるが、K-OPTは、入線ルートの新設が必要であるため入線が容易でない。</p> <p style="text-align: right;">2/22 K-OPT資料 8頁</p> <p>・K-OPTは、電力会社から電力管路を借りる場合があるが、電力機械室に入線することになるため、通信機械室に入線する場合と比べて時間を要してしまう。</p> <p style="text-align: right;">2/22 K-OPTヒアリング時の口頭補足説明</p>	<p>・NTT東西はお客様の建物の敷地内における固定電話の引込線敷設に係る設備情報を把握・管理していないため、FTTHサービスの提供にあたり、光ファイバケーブルの入線のための配線ルートの確保状況や光成端盤の設置スペースの確保状況を確認するために必要に応じて、事前に宅内調査を行っております。NTT東西の場合は事前調査が不要とのご指摘は誤りです。</p> <p>・太宗を占めている戸建て住宅や一般ビルへの宅内入線については、建物所有者等の了解があれば、NTT東西も他社も同等の条件で架空ルートから光ファイバケーブルを引込むことが可能です。</p> <p>また、配管からの宅内入線が必要な一部のビルについては、NTT東西も、宅内配管の管理権を持つ建物所有者等から了解をいただいた上で、光ファイバケーブルの引込みを行っております。個別のケースごとに事情は異なりますが、他社の場合も、建物所有者等と個別に交渉して配管構築等を行った上で、光ファイバケーブルの引込みを行うケースがあると伺っております。</p>

他社のご意見	NTTの考え方
<p>(SBB)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西は、局外光スプリッタと主端末回線との接続において必要な接続点情報を予め開示していない。 ・NTT東西は、予め接続点情報を知り得る立場にあるため、開通期間の短縮とスムーズな施工が可能であるが、接続事業者は、NTT東西への開通申込後、NTT設備検討結果をもとに、NTT東西の指定する接続点へ架線工事を実施する必要があり、開通にNTT以上の時間を要し、効率的な施工展開が困難。 ・上記の非対称性を解消するようNTT東西へ要求しているが、いまだ解決していない。 <p>(1) 予め接続するために必要な情報(スプリッタ上部の主端末回線との接続が可能なNTTのAOクロージャ位置)の開示要求</p> <p>(2) 情報開示が困難な場合は、接続事業者の提示する代替案(接続事業者が任意で決めるPOI点での接続)に応じることを要望</p> <p style="text-align: right;">2/22 SBB質問回答の追加事例集 9頁</p> <p>(SBB)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Bフレッツ利用者宅の引込み線には、接続事業者には設置が義務づけられているPOIボックスが設置されていないケースが存在する。 ・NTTはPOIボックスの設置を省いているため、線路部分から宅内工事まで一括作業可能であるが、接続事業者は必ずPOIボックスの設置を求められるため、宅内工事及びPOIボックス設置のための費用と時間がかかる。 <p style="text-align: right;">2/22 SBB質問回答の追加事例集 8頁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・AOクロージャの位置情報については、設備構築・変更等様々な理由により日々変動しており、事前に一括して正確な情報を他社に提供することは困難な状況であるため、他社が実際に接続を要望される地点の情報を提示いただいた上で、その地点の近傍のAOクロージャの位置情報を個別に提供させていただくこととしております。 ・なお、SBBにおいて接続点の指定方法についてご要望があるのであれば、現在実施中の試行的実施の運用状況等を踏まえつつ、引き続き所要の対応を検討していく考えです。 <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の引込線を利用する場合には、NTT東西の引込線と他社が敷設する宅内配線との保守・工事の責任分界点として、<u>POI-BOXが必要不可欠</u>です。 <p>利用者宅毎のPOI-BOXの設置に係る費用・時間を軽減したいとのことであれば、NTT東西の主端末回線と柱上POI-BOXで接続した上で、柱POI-BOXから利用者宅までの引込線を他社が自前敷設することにより対応可能です。</p>

2. 情報開示及び各種手続き

他社のご意見	NTTの考え方
<p>名義人違い・設置場所違い (SBB)</p> <p>・NTT申請数に対する名義人違い、設置場所違いが発生しており、平成18年1月実績では、申請数計21,720件に対して、名義人違いが2,994件(13.8%)、設置場所違いが1,513件(7.0%)あり、それらのうち、約3割がサービス提供前にキャンセルに至っている。</p> <p>具体例:</p> <p>法人申込書の場合: ・カナ法人格抜け・・・カブシキガイシャ、ユウゲンガイシャのカナが抜けていたケース ・別名・・・違う法人名だったケース ・別名(会社名)・・・個人名で申請したが実際には法人名だったケース 上記の不一致で全体の不一致の約8割を占める。</p> <p>みなし法人申込書の場合: ・別名(親族)・・・祖父母、父母、夫婦等の名義だったケース ・別名(個人名)・・・法人名で申請したが実際は個人名だったケース 上記の不一致で全体の不一致の約9割を占めています。</p> <p>2/22 SBB質問回答の追加事例集 5～7頁</p>	<p>・本人性確認の必要性については、「IT時代の接続ルールに関する研究会報告書(平成14年7月23日)」において、「名義人確認を省略することは、NTTがDSL等接続専用サービスを受ける人(契約者)の確認を行わないことになることから、名義人確認を省略すべきとまでは考えることはできない。」との考え方が整理されております。</p> <p>・SBBから、JTの申請に対して、設置場所住所違いが多く発生しているとのご指摘を頂いておりますが、番号ポータビリティの本人性確認については、JTとの合意に基づき、平成17年3月より設置場所住所の確認を省略しておりましたが、<u>JTから「NTT東西における設置場所住所の確認を再開してほしい。」と要望されたことを受けて、平成17年10月から改めて確認を再開しているところです。</u> <u>なお、ドライカップの本人性確認にあたっては設置場所住所の確認を行っておりません。</u></p>

3. 活用業務

他社のご意見	NTTの考え方
<p>活用業務に関する公正競争ガイドラインの厳正な遵守が必要</p> <p>(K - OPT)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTは、活用業務のガイドラインをしっかりと遵守すべき。更に、IP化時代の新たな競争ルールも視野に、NTT法やガイドライン等のルールが確実に遵守されていることが担保される仕組み、例えば、ガイドラインの法制化、モニタリングの仕組みを設ける等する必要があるのではないか。 <p style="text-align: right;">2/22 K - OPT資料 10頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定電話事業で得られた収入が、新たな業務に充てられているといった内部相互補助が厳格に防止されているか、その検証を行い、必要に応じて是正勧告を発する等の仕組みを設けることが必要。 <p style="text-align: right;">3/10 K - OPT質問回答 1頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに規定する独占的な既存業務(いわゆる固定電話事業)と他の業務との会計分離は、制度的には存在しない。 ・ガイドラインに規定する会計分離の主旨である「独占的な既存業務と活用業務の内部相互補助の防止」のルールが機能しているか疑念がある。NTTのFTTH事業への、既存の固定電話収入の流入は、公正競争上問題である。 ・NTT東西の実質的支配権の及ぶ子会社についても、会計の分離を厳正に遵守させるべき。 <p style="text-align: right;">2/22 K - OPT資料 13頁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西は、活用業務に関する公正競争ガイドラインに基づき、公正競争上必要な各種措置を講じております。 また、当該措置の実施状況等については、定期的(毎年9月末)に総務大臣殿に報告しているところであり、その遵守状況等は適切にモニタリングされております。 このように、現行ガイドラインは、モニタリング機能も含めて十分に機能しており、その法制化や新たなモニタリングの仕組みを設けるといった措置を講じる必要はないものと考えます。 ・不当な内部相互補助の防止の観点から、活用業務収支の算定にあたっては、電気通信事業会計規則の規定に準じて適正にコスト配賦を行っておりますが、総務大臣殿に報告している資料のうち、活用収支状況の算定に必要な情報の中には、NTT東西の経営上の秘密に該当するものが含まれていることから、広く公開することは適当でないものと考えております。

他社のご意見	NTTの考え方
<p>(K - OPT)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインが規定する「営業面のファイアーウォール」の条件が守られているか疑念がある。例えば、固定電話顧客に対して、「Bフレッツ」や「ひかり電話」を勧誘する案内文書が送付されている事例がある。 <p style="text-align: right;">2/22 K - OPT資料 12頁</p> <p>(K - OPT)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社時代に培った固定電話の資産、更に、そこから生み出される安定的な収益を活用し、競争市場であるブロードバンド事業に充てられれば、非常に脅威となる。 ・NTT西日本は、音声伝送用途(固定電話事業)と称して、アクセス系の光ファイバ敷設を実施しているように見受けられる。アクセス系の光ファイバは主にBフレッツ用と推測される。 <p style="text-align: right;">2/22 K - OPT資料 14頁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘いただいた案内文書については、電話帳掲載ユーザに対して送付しているものであり、他社においても実施可能な営業活動であり問題ないと考えております。 <p>なお、「電話サービスをご愛顧いただき」との記述は一般的な挨拶文として記載しているものであり、特に問題になるものとは考えておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバ投資額については、役務(サービス)に特化しない共通の基盤設備として音声伝送の中の伝送設備として整理する従来慣行に従っただけです。 <p>しかしながら、Bフレッツサービスに使用する光ファイバの費用については、指定電気通信役務損益明細表において、Bフレッツの費用として適正に計上(「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」に計上)し、固定電話とは明確に区別しております。</p>

4. その他

他社のご意見	NTTの考え方
<p>接続に関してNTTが提供する機能を使用する場合の費用負担ルールを改定すべき</p> <p>(J:COM) ・事業者間協議ではNTT主張が通りやすく、NTT網改造料は、NTTルールでは事業者頭割で費用負担することになっている。また、グループ=1事業者かの認定もNTTの裁量次第である。使用頻度率負担等公平なルールの策定を要求したい。</p> <p style="text-align: right;">2/22 J:COM資料 15頁</p>	<p>(J:COMのご指摘は、現在協議を進めている携帯電話の番号ポータビリティに係る機能追加に係るものと考えられますが、)</p> <p>・ <u>網改造料の按分方法については、NTT東西は、機能開発を要望される各事業者と協議しながら決めて行くこととしており、NTTの裁量次第という指摘は間違いです。</u></p> <p>J:COMについても、他の事業者グループと同様、資本関係のあるグループ全体で1事業者として取り扱う方向で、J:COM及びその他の事業者との協議を進めております。</p> <p>また、事業者数按分を採用するときよりも相当なコスト増になる面があるため、使用頻度率負担等とすることは現実的でないものと考えております。</p>

他社のご意見	NTTの考え方
<p>NTTの独占力がもたらす弊害例として、次のようなものがある。</p> <p>(J:COM)</p> <p>・LNP基本機能の費用負担について、NTTは、「NTTの費用負担案でなければ基本機能の開発は行わない」と明言していた。</p> <p>2/22 J:COM資料 19頁</p> <p>(J:COM)</p> <p>・新たに建設する電柱はCATVや他事業者が添架し得る強度がない場合がある。</p> <p>2/22 J:COM資料 19頁</p>	<p>・機能開発については、事業者間での負担方法を決めないまま先行して開発をすることは開発費用の未回収のリスクがあるので、予め負担方法を決定して開発すべきと主張しているだけです。</p> <p>J:COMからご指摘いただいた内容については、<u>事業者間で費用負担方法が合意されていない段階で、機能開発だけ見切り着手することは適当でない</u>との趣旨で、LNPの実現方式の見直し検討会において発言したものであります。</p> <p>・電柱強度については、電柱の新旧には関係なく、電柱の立地状況や添架物の状況により差異が生じるものです。</p> <p>ただし、NTT東西の電柱の利用申請に対し、電柱強度不足を理由にその提供を断ったのは、平成17年1月～12月の間で、0.6%程度であり、<u>電柱強度不足というケースは非常に少ないもの</u>と考えております。</p> <p>【平成17年1月～12月の電柱添架の可否回答状況】 電柱添架申請：69,573件 OK：66,881件、NG：437件（内、電柱強度不足：425件）、 検討中：2255件</p>

他社のご意見	NTTの考え方
<p>NTT東西がエンドユーザサービスを行っているため、他事業者との利益相反による、設備利用に関する不公正が発生している。</p> <p>(SBB)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTはお客様を不安にするレターを送付している。 <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用休止期間について「お取扱い期間は5年間です」と記載している。5年間単位の休止手続が必要となるが、その手続方法が不明瞭。法人顧客にとっては、資産計上されている電話加入権が消滅するのではないかと不安が生じる。 ・電話番号について「再取付時には電話番号が変わります」と記載している。番号ポータビリティ有の顧客が9割以上ある中で、このケースは例外的な表現となっているため誤解を生じる可能性がある。 <p>2/22 SBB質問回答の追加事例集 1頁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用休止のご案内」については、利用休止に際して、ご注意いただくべき事項を列挙しているものであり、「お取扱い期間が5年間であること」や「再取付時には原則的に電話番号が変わること」は、NTT東西からお客様保護のためにお知らせすることが必要な事項であります。